

◇ 学生卒業論文

台湾支配の50年

— 今後の日台関係への示唆 —

Fifty Years of Japanese Rule over Taiwan  
— Some Lessons of History

長澤 ゆう子

Yuko Nagasawa

【目次】

はしがき

はしがき

第一章 台湾における日本の植民地教育

1. 教育制度
2. 教育の内容—「修身」科目を通して
3. 教育差別

第二章 台湾人の抗日運動

1. 漢族系台湾人の武装闘争
2. 漢族系台湾人の政治運動
3. 高砂族の抵抗運動  
— 総督府の「理蕃」政策

第三章 台湾における皇民化政策と15年戦争

1. 皇民化政策とは
2. 皇民化政策の実施内容
3. 戦争に動員された台湾人とその戦後の境遇

第四章 戦後の日台関係

1. 台湾と日本の戦後
2. 戦後補償問題
3. これからの日台関係に望むもの

あとがき

注一覧

日本の台湾統治は1895年から1945年まで約50年間にわたっている。台湾は、朝鮮と同様日本の植民地支配をうけたにもかかわらず、朝鮮にくらべて話題になることが少ない。それに、台湾の人々は朝鮮の人々にくらべて、親日的だともいわれている。なぜ、そのようなことが言われているのだろうか。台湾における日本の植民地支配がどのようなものであったかを検討することによって、その答えは見つかるかもしれない。またそれは、これからの台湾と日本の関係を考えるうえで、非常に重要なことである。なぜなら、過去は現在と未来につながっており、歴史は消せないからである。

この論文の主旨は、台湾における日本の植民地支配とその影響、および戦後日本の台湾との関わり方を検討することによって、今後の日台関係の在り方について考えようというものである。

まず第一章では、日本の植民地教育の内容を、主に精神的な同化教育であるという立場から検討する。第二章では、植民地支配に対する台湾人の反応としての抗日運動を、第三章では同化の究極的な姿である皇民化政策を、最後の第四章では、戦後の日台関係について、戦後補償の問題にも触れながら述べていこうと思う。

## 第一章 台湾における日本の植民地教育

日本本国では「大正デモクラシー期」にあたる1918年以降、台湾総督府は、教育の拡充、内台共学、内台婚姻の合法化などのいわゆる「内台人融和策」をすすめた。この章では、「内台人融和策」のなか、どのような教育が行われていたのかについて述べようと思う。

### 1. 教育制度

まず、教育施設の最終的な数と内訳は次の通りである。(注1)。

帝国大学	1校
高等学校・帝国大学予科	各1校
専門学校	5校
実業学校・師範学校	122校
中学校・高等女学校	44校
国民学校	1,099校
盲啞等各種学校	11校

初等普通教育をみると、従来小学校は内地人子弟のための、公学校は台湾人子弟のための学校という分離教育が行われていた。だが1919年からは相互入学が可能になり、1922年(大正11年)の台湾教育令によって、学校の選別は国語(日本語)の能力によると規定された。太平洋戦争勃発後の1941年からは、小学校と公学校が統一され、1943年に国民学校と改称された。一方中等教育以上になると、制度上は内地人と台湾人が一緒に学ぶ「内台共学」となっていた。

また教育は、台湾人の日本人への精神的同化の最も重要な手段であったため、台湾総督府はその普及に力を入れ、1944年の台湾人の国民学校就学率は71.31%(注2)という高い数字となった。

次に、教授法であるが、日本による植民地教育は当然日本語で行われていた。たとえ生徒が全く日本語を理解できなくとも、授業は全て、現地語をいっさい使わずに日本語だけで行うという方法がとられていた。ただし、

この直接法は都市部では徹底されていたが、農村部では例外もあったようである(注3)。現在でも、台湾に行くと日本語の上手な高齢者がたくさんいるのに驚かされるが、当時の台湾では直接法を含め、日本語をマスターする環境が整っていたといえるだろう。しかし、当時の台湾において、日本語はあくまでも好むと好まざるとにかかわらず強制だったことを忘れてはならない。

### 2. 教育の内容——「修身」科目を通して

ここでは、台湾人児童に対して、実際どのような教育が行われていたのか、特に初等教育段階での道徳教育について、「修身」という科目を通して見ていこうと思う。

まず、台湾総督府内において、教育に関する事務は学務部が司っていた。学務部の方針は、1897年台南県知事よりだされた『台湾教育に関する具申』(注4)にみることができるが、その第4条は下記のとおりである。

4. 儒教を利用する事。我が教育勅語を奉読するに、其の忠孝の道に於いては儒教と異なるを見ず。日本の大道を奉載するは即ち儒教を信奉する所謂なるを悟らしむるを要す。

当時の台湾は、漢民族の儒教思想の影響を伝統的に強く受けていた。したがって、儒教道徳に基づいている教育勅語を通して、帝国臣民としての「忠君愛国」の精神を台湾人に浸透させようというのである。こうして「忠君愛国」を掲げる教育勅語は、「修身」教育を通して台湾に実際に適用されていった。

1899年に発布された公学校規則(府令第78号)の第4条に「公学校ノ教科目ハ修身、作文、読書、習字、算術、唱歌、体操トシ其修業年限ハ六箇年トス」と述べられているように、修身は、第一教科として重んじられていた(注5)。ここで、当時の修身教育の実際を考察するため、修身教科書のひとつである蜂是三郎の『明治修身書』の題目を見てみよう。

1. 父母ニ孝
2. 兄弟ニ友
3. 夫婦相和ス
4. 朋友相信ス
5. 恭檢己ヲ持ス
6. 博愛衆ニ及ボス
7. 学ヲ修メ業ヲ習フ
8. 公益ヲ広メ世務ヲ開ク
9. 国憲ヲ重ンジ国法ニ遵フ
10. 義勇公ニ奉ズ

これらは、教育勅語にも示されているものであるが、その時代その社会にのみ妥当する特殊な項目もあれば、時代や社会を越えて全人類に妥当する普遍的な項目もある。つまり、これらは、「その時その社会の支配的な立場にある人々にとって望ましいと思われる道德価値の分類項目」(注6)なのである。

また、修身教科書には多数の理想的人物が取り上げられている。例えば、二宮金次郎は勤勉の、加藤清正は友義の典型的な人物として、吉田松陰は友愛の情が厚く忠君愛国の精神で固まった人として現れている(注7)。当時の教育においては、理想的人間像を考える際の絶対的尺度は忠孝であった。こうした尺度そのものは、決して子供たち自身の内から出たものではなく、常に教科書や教師など上から与えられたものであった。つまり「理想的人間像は、児童が欲求し憧れる物ではなく、児童の向かうべき姿として国家から押し付けられたものであった」(注8)のである。

これで分かるように、植民地時代の日本語教育は、台湾人の言語だけでなく思想さえもすっかり日本に同化させるための最も重要且つ有効な手段であった。つまり、日本語の教育を通して、日本の礼儀、生活習慣、日本精神、皇国主義思想を身につけさせ、統治者である日本帝国に協力・奉仕する台湾人を作り出すことが目的だったのである。すなわち「日本侵略者の意図は、当然の如く台湾人民の文化水準を高めることではなく、彼等を

『皇民化』の下に日本帝国主義の『順民』に変えることであった」のだ(注9)。さらに、この「精神的同化教育」は、台湾人を日中戦争に協力させるためにすすめられた「皇民化運動」の核心となっていた。

### 3. 教育差別

まず、先にも述べたように、初等教育では小学校と公学校という内地人と台湾人それぞれの学校で分離教育が行われていた。もちろん、公式には台湾人に対する民族差別をうたってはいる。国語(日本語)の能力・程度のちがいによるやむをえない措置だとされた。自由主義的植民政政策学者の一人である泉哲は、人間平等主義の立場から教育における人種・民族的差別を批判している。また泉は、言語は民族の文化を表示するものであり、初等教育は「植民地語」(現地の言葉)でなすべきであると主張し、もし、「植民国語」(日本語)で行われた場合には、「植民地固有の思想、宗教、慣習、道德などの伝統的文化がすべて破壊され、植民地人の精神と行動に大きな混乱をきたすものである」(注10)と指摘している。小学校と公学校の間では、1919年から制度上は相互入学が可能になったが、1941年に小学校と公学校が統一されるまではおおむね分離教育のままであった。

中等教育以上になると、制度上は「内台共学」になる。しかし、実際には様々な差別が存在していた。

日本語力の差を無視して入学試験の出題・解答がすべて日本語で行われること、あるいは入試での意識的な台湾人のふるい落としによって、内地人専用の中学校・高等女学校ができあがった。例えば、台北一中・台北一高女は内地人用、台北二中・台北二高女は台湾人用の学校という具合である。内地人中学・高女にはせいぜい1クラスに2、3人の台湾人学生しかいなかった。また、日本人子弟に比べて台湾人子弟は人口が多く、それにみあ

うだけの数の学校がないため進学競争は激しくなる。1933年を例にとると、中学入試競争率は内地人が2倍で、台湾人は5.4倍であった(注11)。狭き門を目指して集まってくる台湾人学生は俊才ばかりであり、内地人学生に劣るはずはない。にもかかわらず、台湾唯一の高等学校である台北高等学校や台北帝国大学予科の学生数をみると、内地人の中学卒業生が台湾人のそれよりも優れているかのよう待遇されていたのがわかる。

では、台北帝国大学ではどうだったのであろうか。1941年の入学者総数は103人、そのうち内地人は86人で、台湾人は17人であった。なかでも人文・社会科学系の学部の入学者は内地33人に対し、台湾人は2人である。台湾人に開放されていたのは医学部であり、入学者20人のうち台湾人は14人を占めている(注12)。これは、医者は政治的に問題のない階層だという台湾総督府の打算によるものであった。このように「内台共学」が制度上のものにすぎないことに加え、制度上の平等が、事実上台湾人の高等教育の機会を制限しているということ、やはり自由主義的植民政策学者の矢内原忠雄は次のように述べ、鋭く批判している。すなわち「教育制度の同化によりて事実上本島人は高等専門教育を奪はれたるに類する。大正11年迄は本島人の教育程度を低からしむることによりて内地人を指導者の支配者的地位に置かんとしたが、いまや本島人の高等教育参加そのものを制度上平等となすことによりて事実上甚しく制限し、之によりて内地人の支配者的地位を一層確保した。台北帝国大学が主として内地人の大学たることも自ら明瞭である。」(注13)と。

こうして、多くの台湾人学生は台湾での高等教育を受けられずに内地留学を余儀なくされた。もちろん、私立大学に入るのがほとんどであったが、大学を卒業しても日本政府及び総督府は人文・社会科学を学んだ台湾人を採用しなかった。例えば、1943年度における

台湾総督府の高等官は、教育職その他を含めて1,444人だが、そのうち台湾人は30人を越すことはないだろうと思われる(注14)。

このような教育における差別は、「台湾人人材の成長を抑制し、また仕途面での政策的制限は、若き台湾人学徒の進路決定に自己規制をうながす効果をもち、かような悪循環によって、台湾人の長期的政治的人材欠乏の被支配構造が構築され」(注15)ることにつながった。

## 第二章 台湾人の抗日運動

植民地統治は、その現地の住民にもたらす伝統文化の破壊、政治的従属、経済的搾取の故に、必然的に現地住民の抵抗を招くものである。台湾での抵抗運動は、日本の侵入に対する抗戦にはじまり、抵抗と弾圧の繰り返しのうちに徐々に抵抗が弱まり、日本の植民地統治が確立されていくという過程をたどる。

日本統治下の台湾では、最も古い住民であるマレー・ポリネシア語族系の山地人(高砂族・高山族)と、12世紀以来持続的に中国大陸の福建や広東地方からやって来た平地人(漢族系台湾人)という二つの民族がそれぞれ異なる社会を形成していた。それぞれの人口数は、いくつかの時期を例にあげると、次の通りである。

	平地人	山地人	日本人	外国人	総計
1905	2,979,018	76,443	59,618	8,223	3,123,302
1914	3,307,302	85,634	141,835	19,582	3,554,353
1919	3,454,167	84,514	153,330	22,888	3,714,899
1936	4,956,564	152,350	282,012	60,937	5,451,863

出所『日本統治下の台湾』5ページ  
 総督府は、台湾が複合民族社会であることを利用して統治体制を確立していった。このため、高砂族と漢族系台湾人はそれぞれ別個

の抵抗運動を展開することになる。そこで、漢族系台湾人の抵抗と高砂族のそれとを分けて、以下に述べようと思う。

### 1. 漢族系台湾人の武装闘争

漢族系台湾人の抗日運動は第一次世界大戦期を境として、その闘争形態と担い手の点で前期と後期に分けることができる。すなわち、前期は直接的な武装闘争、後期は政治運動である。まずここでは、前期の武装闘争の過程について述べることにする。

1895年、下関条約によって、台湾は清から日本へ割譲されることになった。これに対し、伝統的華夷思想の影響で日本人を「倭人」と侮蔑していた漢族系台湾人住民、特に士紳（官吏の資格・経験を持つ知識人）や資産家は、日本への割譲に猛烈に反対した。彼らは、遼東半島に対する露独仏の三国干渉にならい、ヨーロッパ列強の干渉を呼び込み、外部の力を借りることで日本の台湾領有を阻止しようとし、「台湾民主国」の独立を宣言した。これは、「アジア最初の共和国」といわれている（注16）。「台湾民主国」政権は、在台湾の清朝官吏および士紳が中心となり、旧清国軍と台湾人義勇軍で日本軍の侵略に抵抗しようとした。しかし、先に述べたように期待していた列強の干渉はなく、優勢な日本軍が台湾に上陸すると、旧清朝官吏であった政権幹部はほとんどが中国大陸に逃亡してしまった。これに対し、台湾人士紳は住民を武装させて民軍を組織し、台湾全土で抗日武装闘争を続けたが、約5ヶ月後の台南の陥落によって、ついに装備で勝る日本軍の前に敗北し、「台湾民主国」は滅亡した。この期間中に日本軍に殺害された台湾人の数は1万4,000人に達したが、日本軍の戦死者はわずか278人であった（注17）。

初代台湾総督によって、いったんは台湾全島の平定が宣言されたが、台湾における抗日武装闘争が完全に鎮圧されたわけではなかつ

た。住民に対する日本軍の無差別殺戮や暴行、憲兵・巡査などの差別的虐待などが一般住民に武器をとらせることとなり、各地でゲリラ的戦闘が続いた。抗日ゲリラの勢いはなかなか衰えず、日本本国では「台湾売却論」が出るほどであったという。これに対し台湾総督府は、「匪徒刑罰令」(明治31年律令第24号)という報復弾圧のための苛酷な特別刑法を制定して対抗した。抗日ゲリラとその鎮圧の繰り返しや、総督府のとった招降策の結果、1902年までに抗日勢力は弱体化し、日本の台湾支配は確立された。1902年までの抗日ゲリラの死者は1万2,000人に達する。

このようにして抗日武装闘争は、ほぼ終わりを告げた。しかし、「植民地における抵抗運動は、植民地統治自体が廃棄されない限り、様々な形態をとって現れる」(注18)。1907年から再び武装蜂起が発生したが、いずれも短時間のうちに鎮圧され、1915年の西来庵事件を最後に、直接的武装闘争は姿を消したのであった。

### 2. 漢族系台湾人の政治運動

前節で述べたように、漢族系台湾人の抗日運動の前期にあたる武装闘争は、西来庵事件を最後にほとんどなくなったが、それに代わって、より広汎な政治闘争による抵抗が展開されるようになった。その背景には、社会の近代化、つまり資本主義の発展浸透と近代的学校教育の普及があった。しかし、この教育に関する不満からも政治運動は始まるのである。

1911年、台中の名望家林獻堂は、総督府に対して日本人小学校への共学要求と日本人並みの教育の要求を出した。(制度上共学が認められるのは、1922年の教育令から。)これは、台湾人に対する教育が日本語と技術面に偏っていること、また、台湾人の学校は日本人の学校より一段と程度が低いことに対する不満であった。この要求が差別教育に対する不満から出されているということは、低度の教育

しか与えられていないことを、自民族全体の利益を損なうものとして捉える自覚があったということであり、教育を民族の利益と考えるのは、「教育を自民族の発展にとって不可欠とする。近代的思想、あるいは近代化への志向があった」(注19)ということである。1943年に小学校と公学校が統合され、文字通り共学が達成されたわけだが、前章で述べたように学校教育自体が精神的な同化の手段であったことを考えると、彼らの要求が同化を強める結果になったと言うこともでき、なんとも皮肉な話である。

台湾人は、政治面では参政権はなく、官吏登用の道は閉ざされ、社会面でも台湾人と内地人との結婚は法的に許可されず、また精神面においても、屈辱に耐えることを強いられていた。こういった日本帝国による差別支配が、台湾人意識を刺激し、その成長を助けたという面もあるだろう。ともかく、こうした要求は、民族的自覚を根底に持っていたので、政治的に広汎な要求へと広がっていった。

1913年、林献堂はかつて自由民権運動の担い手であった板垣退助の協力を得て、内台人を集め「台湾同化会」を設立する。板垣らは、日本人に同化することをつうじて台湾人の地位を向上させるのが狙いであったのに対し、林らにとっては、地位の向上こそが目的であり、「同化」は弾圧を避けるための隠れ蓑であるにすぎなかった。しかし、「台湾人同化会」は差別待遇を当然とする在日官民の妨害によって、わずか2ヶ月で解散させられてしまう。

だが、政治運動の灯は消えなかった。その後、日本に留学している台湾人学生たちが主体となって「啓発会」「新民会」が結成され、機関紙『台湾青年』の誌上などで、教育要求や六三法の撤廃などを求めて活動が続けられていた。(六三法とは、台湾を日本とは異なる法制下に置き、差別支配をする目的で総督に立法権を付与したものである。)こうした要

求は次第に「自治」の要求、すなわち「台湾議會」設置請願運動へと変化していった。つまり、法律は帝国議会在が立法するが、台湾の特殊な地方的立法は台湾総督ではなく、「台湾議會」が制定することを主張したのである。林献堂を筆頭とした台湾住民は、1921年から1934年まで毎年請願書を提出した。これに署名したのは延べ1万8,528人で実質的には1万2,828人である(注20)。また、運動の推進母体となった「台湾文化協会」が設立され、文学や芸術など、台湾人の精神の解放、文化の発展と政治意識の向上という役割を果たした。

しかし、結局「台湾議會」が実際に開催されることはなく、「台湾文化協会」も左右に分裂し、治安維持法とファシズムの中で、徐々に解散へと追い込まれていった。

こうして、漢族系台湾人の政治運動は消滅し、台湾は15年戦争に突入してゆくわけだが、最後に、こうした政治運動が農民運動や労働運動にまで発展したということを一と言っつけ加えておく。

### 3. 高砂族の抵抗運動—総督府の「理蕃」政策

台湾には漢族系台湾人の他にマレー・ポリネシア語族系の先住民がいたことは既に述べたが、この先住民はタイヤル、ブヌン、ツォウ、サイセット、パイワン、アミ、ヤミの7種族に分かれており、種族によって言語・習俗・生活状態もそれぞれ異なっていた。先住民は漢族系住民に圧迫され、山地に逼塞し民度が低かったため、両者の間の交流は少なかった。また漢族系住民は、彼らを「生蕃」と呼んでさげすんでいた。現在でも、漢族系住民の高砂族に対する反省は不足している。新しい統治者である日本人も、後に、「高砂族」という呼称が作られてからも長い間「蕃人」という呼称を使っていた。

高砂族の抵抗運動のまえに、まず、台湾内で彼らがどんな立場だったかを見るために、

労働賃金の比較をしてみよう。

次の表は、1929年（昭和4年）の平均賃金の統計である。

労働者平均賃金（日給，単位円）

	内地人		本島人	
	男	女	男	女
官公営工場	2.20	0.97	1.09	0.46
民営工場	1.92	0.69	0.99	0.55
鉱山労働者	2.55	0.84	1.08	0.50
官営交通運輸労働者	1.85	0.74	0.97	0.55
民間交通運輸労働者	1.97	0.83	1.15	0.59
平均及計	2.10	0.78	1.06	0.53

出所『一視同仁の果て—台湾人元軍属の境遇』

96ページ

この表の場合、内地人とは日本人、本島人とは漢族系台湾人のことを指すので、高砂族は調査の対象にはなっていないが、総督府の理蕃課長会議で述べられている高砂族の労賃状況の調査結果には、次のようにある。「蕃人の賃金は能率良きに拘らず本島人の賃金より約四割低し、それは今後相当に増給するの必要を認め居れり、尚ほ賃金が以上の如く本島人より低くして能率良き為、蕃人は本島人との混役を厭ひ居るの傾あり、考慮の要あり」（注21）。これから分かるとおり、漢族系台湾人の賃金は日本人の約半分で、そのまた半分が高砂族の賃金であった。台湾住民のための学校教育には、上記のような産業のもとで働く労働者の育成の狙いがあったことは指摘するまでもないが、その賃金は極めて低額に抑えられていた。その最下層に置かれていたのが高砂族だったのである（注22）。このように、台湾の住民のなかでも、高砂族と漢族系台湾人の間には歴然とした格差が存在していたのである。

総督府は当初、漢族系台湾人と高砂族とを同時に敵にまわす愚を避け、まずは漢族系台湾人の集中する平地地帯を鎮圧することに全力を傾けた。平地の抗日ゲリラを鎮圧すると、佐久間総督（在職期間1906～1915）の代から本格的に「理蕃」政策と呼ばれる山岳地の平定に乗り出すことになる。総督府はまず、官庁の命令に対する絶対遵守、隘勇線という防御ライン内への進入禁止などという内容の帰順勧告を出す。これに従わない場合は、包囲網を徐々に狭めてゆき、軍隊・警察などで編成された大部隊によって鎮圧・平定にあたった。隘勇線には電流の流れる鉄条網をはりめぐらし、地雷も設置されていたという。帰順した高砂族からは、抵抗手段であると同時に彼らの狩猟に不可欠であった銃器を押収し、強制的に移住させ囲い込む政策をとった、さらに、帰順条件を維持させるために各地に警察官吏駐在所、警戒所、分遣所を設置した。

人口十数万の高砂族の勇猛さは漢族系台湾人に勝っており、頑強に抵抗を続けたが、1915年までにはほぼ鎮圧された（注23）。一連の「討伐」による高砂族の死傷者の数は不明だが、総督府側の被害も大きく、戦死者は940人以上、負傷者は1,229人にのぼった。

しかし、台湾だけにとどまらず日本国中をも震撼させる事件が起こる。1930年10月、台中州霧社の高砂族は、女性や子供をも含む日本人134人を殺害した。事件当日、霧社小中学校では小公学校連合運動会が開かれており、内台人生徒と父兄が集まっていた。約200人の高砂族は、その場にいた内地人のほとんどを殺害し、警察駐在所や郡役所を襲撃した。その場にいた漢族系台湾人には、着物を着ていたため日本人と間違われて殺された生徒2人のほかに被害はなく、したがってこの事件は間違いなく日本人を狙ったものであるといえる。

漢族系台湾人よりも日本教育普及率が高く、模範蕃社とされていた霧社で事件が起こった

ことは、総督府に強い衝撃を与えた。総督府は、軍隊や警察など約3,500人を動員し、国際的に禁止されていた毒ガスまで使用してこれを鎮圧した。これには「味方蕃」と称された別のグループの高砂族も狩り出され、同族同士が戦わされた。最初に蜂起した六部落の総人口は1,399人、そのうち276人が死亡した（注24）。生き残ったものは移住させられ、総督府の指示による「味方蕃」の襲撃に遭い、さらに210人が死亡した（第二次霧社事件）。

これを最後に、高砂族による武装蜂起は起こされていないが、それは、各地に網の目のように張りめぐらされた警察網による警備体制によるものであった。次の表からその緻密さがうかがえる。（注25）。

	平 地	蕃 地
一方里当たり巡査数	3.4人	2.0人
巡査一人当たり人口数	963.1人	57.5人

（1931年の数字）

また、理蕃警察はすべての行政を兼ねており、それゆえ高砂族の「生殺与奪権を掌握し、かつ日常生活の指導者として君臨」（注26）することになった。高砂族は土地を取り上げられ、集団移住と水稲作が奨励された。水田及び定地畑作の普及には教育も一役買っていた。すなわち、初等以上の教育を受けた者は、その圧倒的大部分が農業講習所や農業補習学校などに進学しており、こういった水稲農業を学んだ人物が「蕃地」で水稲作や定地耕を実践していったのである。これは高砂族の人々の食生活に変化をもたらし、日常生活の変化にも徐々に影響が及んでいくことになった。

### 第三章 台湾における皇民化政策と15年戦争

昭和に入って以来、慢性的な不況にさらさ

れていた日本経済は、1930年代に入って世界的不況の渦に巻き込まれ、さらに深刻な不況に陥った。日本は国内の危機を対外進出によって切り抜けようと、1931年に満州事変、1937年には蘆溝橋事件を引き起こした。満州事変を境に台湾住民の抗日運動（民族運動）は扼殺されて姿を消し、台湾は本格的に戦争に巻き込まれていく。それにともない台湾は南方と大陸に対する侵略基地としての任務を課せられ、蘆溝橋事件の前年に赴任した小林総督（在職期間1936～1940）は、「皇民化、工業化、南進基地化」を台湾統治三原則として掲げ、皇民化政策が本格的に開始された。既に、第一次世界大戦後から「内台融和」・「同化」の政策はとられていたにもかかわらず、なぜ小林総督の時代にあらためて「皇民化」政策が必要になったのだろうか。それは、従来の同化政策があまり効果をあげることができず、台湾人と同一種族である中華民国との戦争にあたって、台湾人を対中戦争に協力させるためには「同化」をさらに強めた「皇民化」が必要になったからであった。

以下に「皇民化」政策の主な内容と、それを通じて戦争に巻き込まれていった台湾人について述べたいと思う。

#### 1. 皇民化政策とは

皇民化政策は「一視同仁」「等しく聖恩に浴する天皇の赤子」といったスローガンを掲げ、台湾人に「皇国精神の徹底を図り、普通教育を振興し言語風俗を匡励して忠良なる帝国臣民たるの素地を培養」（注27）するため、様々な政策が実施されていった。

まず、皇民化政策の推進組織であった「台湾社会教化協議会」が1934年に作成した「台湾社会教化要綱」の“指導精神”という項の第1項目（注28）を次にあげる。

- 一、皇国精神ノ徹底ヲ図リ国民意識の強化ニ努ムルコト
- 1 聖訓ヲ恪尊シ報国尽忠ノ至誠ヲ効サシ

ムルコト

- 2 皇国体ノ精華ヲ確認セシムルコト
- 3 皇国ノ歴史ニ流露スル国民精神ヲ感得セシムルコト
- 4 神社崇敬ノ本義ヲ感得セシムルコト
- 5 国語ノ常用ヲ普カラシメ国民タルノ性格ト態度トヲ確持セシムルコト
- 6 祝祭日及国民的行事ニ際シ忠君愛國ノ赤心ヲ発揚セシメ且国旗尊重ノ觀念ヲ徹底セシムルコト
- 7 紀元年号ハ必ず皇国ノ紀元ニ拠ラシムルコト

さらに、当時皇民化の最終目標とされていることを、当時台湾の教育界・ジャーナリズム界で活躍した江間常吉氏が1937年に出版した『皇民化運動』を引用してあげてみる（注29）。

第一、国語を知り、好んで常用す。

第二、内地人を知り、好んで内地人と交誼を結び内地人の生活様式に親しむ。

第三、日本精神を体得する。

そしてこの日本精神体得を、もっと分かり易く言うならば、

第一、日本の国体に就いての十分なる理解を有し、その国に生を託して居る事を誇とし、此の国家を愛護する事を以て生命とする。

第二、日本国民の大宗たる 天皇 に帰一する事に依って更に一致団結して以て此の祖国日本を愈々興隆せしむる事を生命とする。

第三、忠君愛國の精神をさとる。

これからも分かるように、要するに皇民化政策の目的は、台湾人としての民族意識を骨抜きにすることであるとも言い換えられる。

## 2. 皇民化政策の実施内容

では、実際具体的にどんな政策が実施されたのであろうか。それは、次の4つに大別される。

①日本語普及の徹底

②生活習慣の日本化

③神道の普及

④義務教育の実施

まず、日本語普及の徹底には、新聞漢字欄の廃止、日本語常用運動などが含まれる。特に後者には、「配給を日本人並みにする」というエサまでつけられ、日本語の普及率は1936年の32%から1940年には51%に上昇した。また、官庁や学校でも台湾語の使用が禁止され、台湾にある、台湾人子弟を集めた学校で、台湾人同士が台湾語を使ったという理由で殴られるということが実際に行われていたのである。

二番目の生活習慣の日本化では、家族制度・婚礼や葬儀の仕方から、服装のことまで、その内容は実に広範囲にわたっている。その中のひとつ、皇民化の象徴ともいえるべき「改姓名」は1940年2月11日に布告された。その日は「皇紀紀元2600年」の記念日にあたるということで、この「良き日」を期して台湾人に、姓名を日本式に変えることが「許される」ようになったのである。当時の日本の有力者の賛同論を紹介する（注30）。

「真の日本人に」 衆議院議員 山本彙吉

今頃台湾を植民地又は外地などと考へて居る者は恐らくあるまい。吾人は内台一如を論ずる必要もないと心得てゐる。然し乍ら台湾は形式的には内地同様になってゐない、即ち姓名同一ならず徴兵制度が施行されてゐない。朝鮮の改姓名躍進と徴兵制実施は台湾にも出来ぬ理由はない。(中略) 内地人は三千年近くの歴史を辿って姓を許し、本島諸君は近々五十年にして姓を許す。何と云ふ有難い事ではないか。而して本島を代表する者が議會を通じて大政翼賛をする日の一日も早きを念願し実現を期したい。と同時に本島人各位が真の日本人になりきる事を念願する。

「改姓名者」は、朝鮮では人口の約75%以

上であったのに対し、台湾では人口600万人中10数万人にとどまった(1943年、注31)。

次に神道の普及であるが、寺廟整理・廃棄にとどまらず、神社参拝の強制、各家庭の神棚の設置、伊勢神宮の御礼の配付など、徹底して行われ、各地に神社が設置された。

最後の義務教育の実施については、第一章でも既に述べたが、日本語による教育は、特に「修身」科目などを通じて、言語のみならず、礼儀や生活習慣や日本精神・皇国主義思想などを身につけさせることが目的の、精神的な同化教育であったことを考えれば、あえて説明する必要はないと思われる。

その他にも「青年訓練所」などの諸機関が台湾青年を皇民化してゆくために設けられたが、それについては次の節で述べようと思う。

以上「皇民化」政策の概要を述べてきたが、台湾の人々の戦時体制への動員を目的として行われたのがこの「皇民化」政策であった。これは、強制された側の人々から見れば、自民族の民族性を全て否定されることであり、いくら大義名分を説かれても容易に認められるものではなかったはずである。したがって、戦争の拡大によって表面的にはかなり徹底されたかに見えた皇民化が、日本の敗戦とともに消え去ったということがそれをよく表しているのではないだろうか。だが、こうした政策がたとえ一時的とはいえ強制されたことが、台湾の人々に精神的に大きな影響を与えたということは否定できない事実なのである。

### 3. 戦争に動員された台湾人とその戦後の境遇

台湾人を皇民化し直接戦時体制に動員するために様々な機関が設けられていったが、こうした諸機関は1937年の蘆溝橋事件を境に急激に拡充されてゆき、次第に入所が義務化され、修業期間も引き延ばされていくことになる。こうして法制化された機関をいくつかあげてみよう(注32)。

「台湾青年特別錬成所」対象 18歳から21歳未満の青年

修業期間 6ヶ月

兵役に向けての軍隊予備訓練

「皇民錬成所」対象 16歳から19歳までの勤労青年

修業期間 4年間

日本語の修得と皇民化教育

「青年学校」対象 13歳から19歳までの勤労青年

修業期間 普通科2年、本科5年

軍事的基礎能力の錬成、職業的訓練

また、3か月の訓練期間で熱帯農業の技術を会得させることを目的とした「拓南農業戦士訓練所」、国民学校卒業程度の青少年に半年の訓練で、土木、建築、機械の速成技術を付与することが目的の「拓南工業戦士訓練所」、3か月にわたって水泳、漕艇、航海の海洋訓練を実施した「海洋訓練隊」なども設置されていた。戦場で働く兵士や軍属の育成とは別に、本国で結成された「大政翼賛会」の一環として1940年に組織された「皇民奉公会」は、行政機関と混然一体となっており、全台湾人を「聖戦完遂」に駆り立てていった。

戦争末期に至ると、戦況の不利ともあいまって日本人自体の「人的資源」が不足してきたため、従来、国防の第一線に立つ名誉ある存在であり、日本国人のみ資格があるとされてきた軍人(注33)として台湾人が動員されるようになる。陸軍では1942年から、海軍では1943年から実施された「志願兵制度」がそれである。この制度にもとづき、1942年から1944年までの間に、4,200余人の漢族系台湾人が陸軍特別志願兵として、1943年と1944年に1万1,000余人が海軍特別志願兵として徴用された。

このほかに、総督府は高砂族の存在に注目した。マレー・ポリネシア系に属する高砂族は、南方占領地の住民と種族がほぼ同じであり、住民の中にとけこんで対日協力への働き

かけに利用するのに最適で、それに、山地密林に慣れていたため、南方のジャングル作戦で使役するのにも適していた（注34）。こうして1942年、陸軍特別志願兵制度に先立って「高砂義勇隊」が編成され、南方作戦に投入されていった。だが、高砂義勇隊に関する資料が少ないため、人員や出発日等についての詳細は不明である。

では、台湾青年は、自ら進んでこうしたかたちで戦争に協力していたのだろうか。総督府が志願兵を煽り立てたこともあって、第1回高砂義勇隊にはかなりの数の青年が志願を申し出ている。しかし、第2回以後は、部落ごとに召集人員が割り当てられていたことも事実である（注35）。当時の状況で、高砂義勇隊に限らず、志願兵を拒否することは不可能であったということもまた見逃してはならない事実である。

ところが、戦況の悪化にともない、志願兵だけでは兵員の消耗に追いつかないため、ついに1945年から台湾人にも徴兵制度が施行された。その結果、受検者総数4万5,726人のうちから甲種4,647人、乙種18,033人が徴兵されることになったのである。

もちろん軍人と比べてはるかに地位の低い軍属・軍夫の徴用は、日中戦争開始前後からつづけて行われていた。台湾農業義勇団として南方に派遣されたある軍属の任務は芋やトウモロコシ、小豆、野菜などを作り、それを第一線に届けるということであった。こうしてみると、軍属とはいいいながら、敵の攻撃にさらされる危険においては軍人となんら変わりはないのである。にもかかわらず、「軍人・軍犬・軍馬・軍属・軍夫」という序列にからめた揶揄からも分かるように、軍属・軍夫は犬畜生にも劣るものとして使役されていたのである（注36）。

こうして、数多くの台湾人が大陸戦線や南方戦線に狩り出され、日本軍の一員として戦い、死んでいったのである。戦後、厚生省が

発表した、台湾人軍人・軍属の被徴用者数とその生還者戦病死者別の内訳は下の表のとおりである。

台湾人兵士の戦死者が少なかったのは徴兵が1945年になってからだったという事情によるが、軍夫をふくむ軍属の死亡率は22.2%に達している。もちろん、戦傷病者の数も多く、満足な体で帰還できた者は少なかったようである。（注37）。役割は異なっても、日本軍人と同じ危険に身をさらしたにもかかわらず、彼らは台湾人であるために、戦後なんの補償も受けてはいないのである（この問題は、後に詳しく述べる）。さらに、戦後、中国大陸や仏印では、台湾人は侵略者の手先として敵視され、報復された。台湾に帰還しても、元日本軍人・軍属であったということは隠し続けなければならなかった。なぜなら、日本の戦争に協力したとわかると、人々は彼らを裏切り者を見るような白い眼で見たからである。

台湾関係軍人軍属数

	身分	復員	戦病死	計
陸軍	軍人	64,237	1,515	65,752
	軍属	50,918	16,854	67,772
海軍	軍人	14,050	631	14,681
	軍属	47,674	11,304	58,987
合計	軍人	78,287	2,146	80,433
	軍属	98,592	28,158	126,750
	計	76,879	30,304	207,183

（厚生省発表、48.4.18）

出所『一視同仁の果て—台湾人元軍属の境遇』  
81ページ

新たに統治者としてやってきた国民党政権は「抗日」の正当化を掲げ、「日本色」の一扫をはかった。対日協力者に対しては「民族

の罪人」として弾圧し（注38）、日本語を適性言語として一気に廃絶した。また、台湾総督府は消えたが、接収によって総督府の握っていたあらゆる権力がそっくりそのまま国民党政権（国民政府）の手に渡った。接収されたすべての機関の、かつては日本人が占めていた地位に外省人たちが座り、本省人たちを重要なポストにつかせようとはしなかった。台湾の人々の政治的地位は、植民地時代と変わらないものとなったのである。こうした事情により、元日本軍軍人・軍属であったということが商売や就職のうえでもこのうえないハンディキャップとなり、彼らの大部分が肩身の狭い思いをしながら、経済的にも貧しい生活を送ることになった。また、日本語を強制せられていた彼らにとって、日本語から北京語への転換は、新たに外国語を習得するほどの困難をともない、さらに彼らに追い打ちをかける結果となった。

つまり、彼らはいわば、「台湾に遺棄された『日本人』」（注39）なのである。日本の敗戦によって、日本人は支配者から敗残者の位置に突き落とされたが、まだ日本に引き揚げ、新たな日本人として再出発する道が残されていた。だが、植民地教育によって「日本人」に育て上げられ、「天皇の赤子」として戦争に動員された台湾人は、「中華民国」において、いわば引き揚げることのできない日本人となったのである。

#### 第四章 戦後の日台関係

1945年の日本の敗戦によって、台湾は日本の植民地支配から解放された。ところが、日本の敗戦に先立つ1943年11月27日にルーズベルト米大統領、チャーチル英首相、蒋介石国府委員長が調印した「カイロ宣言」によって、すでに台湾の運命は決まっていた。これによると、「台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還

スル」（注40）ことになっている。こうして、皮肉にも、清国による台湾の対日割譲と同じく、台湾の中華民国への返還も、「台湾人のあずかり知らないところで決定された」（注41）のであった。

一方、在台湾日本人の本国への引き揚げは、1945年12月25日から始まり、1946年4月20日に終了した。この期間に送還された者は、計45万9928人である（注42）。日本はアメリカ軍の占領下に置かれたが、1951年には国際社会に復帰した。この戦後の日本は、中華民国となった台湾とどのように接してきたのであろうか。現在の状況もふまえて検討したい。

##### 1. 台湾と日本の戦後

植民地時代の台湾には先住民である高砂族と、大陸から移ってきた漢族系台湾人が住んでいたわけだが、1945年の「光復」以後、あらたに「外省人」と呼ばれる人々が現れた。1945年以前から台湾で暮らしていた漢族系台湾人を「本省人」と呼ぶのに対して、光復以後、蒋介石の国民政府と共に台湾に渡ってきた人々は「外省人」と呼ばれる。

戦争末期の台湾は南進基地と位置づけられ、ほとんどの産業が総督府の所屬となっていた。これらをそっくりそのまま接収した国民政府は、その利益を台湾の建設にではなく、中国大陸での国共内戦の軍事費にあてた。しかも、生涯を台湾で暮らすことなど思ってもいなかった外省人のなかには、汚職を重ね、私腹を肥やすものが多かった。さらに、ひどいインフレが追い打ちをかけるかたちで、人々の生活は植民地時代より苦しくなっていた。すでに述べたように、重要なポストは外省人が占め、日本の「奴隷化教育」に毒されているという口実を使って、本省人には参政権も与えられなかった（注43）。台湾の人々の新しい台湾の建設への意気込みはやがて絶望へと変わっていった。

人々の不満と怒りは、今日「2. 28」と呼

ばれる事件で爆発した。これは、1947年、閩タバコ取締り役人の発砲事件をきっかけに民衆が蜂起、台湾全島で外省人が攻撃され、それに続いて政府によって軍隊の無差別発砲という徹底的な血の弾圧が行われたことを指す。この弾圧を逃れた共産党員や学生、労働者による反政府運動家は地下にもぐって活動を続け、経済の混乱の中でその運動が激増したため、政府は1949年台湾全土に戒厳令をしくことになった。この戒厳令は、1987年に解除されるまで39年間存続することになる。

1949年、大陸の内戦は中国共産党の勝利に終わり、中華人民共和国が成立する。国民党の国民政府中央は台北に移り、台湾海峡を挟んで二つの政権が対峙することになった。力関係からいって風前の灯となっていた国民政府だが、1950年の朝鮮戦争の勃発に救われる。米ソ冷戦が進行するなか、アメリカは日本、韓国、台湾を、極東の防共ラインとして重要視するようになったからである。これによって、台湾はアメリカの庇護下に入り、1951年から65年まで、年間約一億ドルのアメリカの経済援助を受けるようになった。

1951年、サンフランシスコ講和条約によって国際社会に復帰した日本は、これ以後台湾に対して、どのような立場で対応していったのであろうか。

まず、日本は1952年に、アメリカのお膳立てによって国民政府と「日華平和条約」を調印し、日本政府は、台湾の国民政府を中国唯一の正統な政府とみなした。国民政府は、条約議定書1(B)の中で、対日賠償請求権を放棄する意思を表明した。ただし、住民の請求権の処理は、日華間の特別取決めによって別途処理することが予定されていた(注44)。これに対し、中華人民共和国は、日華平和条約の締結を非難し、条約の無効、廃棄を主張した。

一方、日本と台湾の間の貿易は1949年の「貿易協定」の締結から始まっていた。日本

は台湾から砂糖など農産物を輸入し、台湾は日本から工業製品を輸入した。一時期を除いて、つねに日本の輸出超過の状態が続いた。これは、日本がかつて植民地を農産物の供給地にすると同時に、工業製品の市場としていたのと同じパターンであるといえよう。日本にとって、台湾は勝手知ったる家であり、「軍服を背広に着替えての経済侵略」(注45)の始まりとなったのであった。その後、60年代にアメリカの経済援助を打ち切られ、外資導入政策がとられ加工輸出区ができると、外国資本と共に多くの日本企業が台湾に進出した。低賃金で優れた労働力のおかげで、工業製品の輸出産業は迅速に成長し、高度な経済成長をもたらした。

台湾経済はその後も順調に成長を続け、アジアNIEsのひとつにあげられている。そこには、日本経済との深い結びつきがあるといえる。台湾の国別貿易を1994年を例に見ると、輸出の1位はアメリカ、2位香港、3位日本の順であり、日本のシェアは10.9%である。輸入の1位は日本で、29.0%のシェアを占めている。商品別に見ると、日本からの輸入は機械設備機器が60.2%、化学品が12.6%、日本への輸出は、加工された機械機器が29.7%、食料品が27.8%となっている(注46)。また、対外貿易赤字は日本が第1位であり、1992年の赤字額は129億米ドルに達した。

貿易以外でも、台湾は日本経済との結びつきが強い。60年代、海外旅行が自由化された日本から、大勢の観光客が台湾を訪れるようになった、当時の海外旅行は高価であったため、安く行ける近い台湾は、観光旅行の目玉であり、「買春ツアー」の隆盛には目にあまるものがあつた。台湾の人々は、日本企業の経済侵略や買春ツアーに参加している日本人をどんな気持ちで見ているのであろうか。

政治の話に戻ろう。米ソ冷戦状態のなかでアメリカの極東戦略体制に組み込まれていた日本は、従来、アメリカの意向に沿って台湾

の国民政府を中国唯一の正統政府と認めていた。しかし、1972年のアメリカのニクソン大統領の訪中に見られるような、アメリカの政策転換の影響を受けて、中国本土を支配する中華人民共和国との国交正常化の方向に傾いていく。その結果、1972年、「日中共同声明」を發表し、「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認」し、「台湾が中華人民共和国の領土の一部である」という中華人民共和国の立場を理解・尊重し、中華人民共和国との国交を樹立した（注47）。これによって、日本と台湾の間の国交は断絶された。現在日本は、台湾と非政府間関係を維持しており、台湾に「(財)交流協会」の事務所を、台湾は日本に「(社)亜東関係協会」の代表処において交流を行っている。

戦後の日台関係は政治・経済面での結びつきはあったが、民衆レベルでの交流を欠き、かつての植民地支配に対する贖罪の意識は、日本人の間に芽生えなかった。その証拠として、50年におよぶ植民地支配について、日本が正式に謝罪したことは一度もない。

## 2. 戦後補償問題

戦後50年を経た現在、かつて日本に侵略されたアジア各地から日本政府や日本の企業に対して、様々な補償要求が出されている。これは、日本が戦後50年もの間、戦後処理を放置し続けたということでもある。ここでは、様々な補償問題のなかでも、特に台湾と関係があると思われるいくつかについて、簡単にはあるが述べようと思う。

まず、先にも述べた台湾人元軍人・軍属の方々に関係するものである。この問題では、1977年に「台湾人元日本兵戦死傷補償請求訴訟」が東京地方裁判所に提起された。第一審、控訴審とも請求が退けられたので、原告は最高裁判所に上告し、1992年4月28日に判決が下された。この訴訟の原告は、元日本軍の軍人または軍属として国と特別な関係にあった

ため、本来、日本の援護法の適用される立場にあった。しかし、援護法が補償対象を日本国籍を有するものと限定したため、サンフランシスコ条約により日本国籍を失った旧植民地の人達に対しては、援護法は適用されなかった。そこで、この訴訟の最大の争点は、援護法の国籍条項が日本国憲法に違反した差別にあたるか否かということであった。これに対し、最高裁は、

台湾住民の請求権の処理は日華平和条約により日台両国の特別取決めとされていたことから、元軍人・軍属に対する補償問題も両国の外交交渉で解決されることが予定されていたので、差別が生じているとしても憲法に違反するとはいえない。

とし、原告の上告を棄却した（注48）。原告にとってみれば、天皇の赤子だといわれ、「皇軍の兵士」として日本国籍のもとに戦争に狩り出され戦傷者になって帰ってきたら中華民国の国籍になっていたわけで、どちらも自分の意思で選んだわけではない。戦後、新しい統治者として登場した国民政府に、「皇軍の兵士」に対する補償義務はなく、その義務が日本政府にあることは明らかである。だが、いまは日本国籍ではないという理由で、日本政府からなんの救済の手も差しのべられずに、肩身の狭い思いをしながら生きてきたのである。これではまさに「棄民」である（注49）。

この問題を考えるにあたって参考になるのは、「ゲイエほか対フランス事件」である。かつてフランスに服役していたゲイエらは、セネガルの独立に伴ってフランスの国籍を失いセネガルの国籍を取得したが、その後もしばらくはフランス人と同等の軍人年金を支給されていた。ところが1979年の法律改正によって、年金支給額がフランス人より低くおさえられることになった。そこで彼らは、そうした取扱いが法の下に平等に違反するとして自由権規約委員会に救済を求めたのである（注

50)。フランス政府は、国籍の相違、生活水準の相違などを根拠にこれに反対したが、委員会は、軍人年金は過去に提供された勤務に基づいて支給されるべきであり、国籍の違いによって差異を設けてはならないという見解を示した。

この論理を、先の訴訟にあてはめれば、原告は国籍は異なっても、軍人・軍属であったことを根拠に、日本人と同等の補償を受けてしかるべきではないだろうか。しかも、これは原告自身の人権（平等に扱われる権利）に関わる問題であるので、日台間の外交上の取決めとは別に議論してもよいはずではないだろうか。

控訴審の判決後、1987年の「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」および1988年の「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律」が制定され、台湾在住の元日本兵らに一律200万円の弔慰金・見舞金が支払われることになった。これは補償ではなく、人道的な立場からの弔慰金である。あくまでも植民地支配の責任を回避した決定であり、しかも、200万円という金額は、日本人遺族が受け取っている年金の1年分にも満たないのである。台湾住民にとって、到底納得のいくものでないことは指摘するまでもないであろう。

元軍人・軍属だった人達に関連する補償問題はもうひとつある。軍事郵便貯金と未払い給料払戻しの問題である。軍事郵便貯金とは、戦争中給料を強制的に貯金させられていたものである。その軍事郵便貯金だけで2億2900万円（1945年）、その他に徴用されて工場などで働いた人への未払い給料がおよそ8200万円あるといわれる。日本政府は、元金の120倍の約350億円を支払う予定にしているが、物価にスライドして欲しいというのが台湾住民の願いであり。それによって計算すると、約900億円が請求されているのである。払戻しを求めている人々は、いまも破れそうになっ

た軍事郵便貯金通帳を、大事に持っているのである。

また、そのほかにも従軍慰安婦の問題があげられる。日本政府が発足させた「女性のためのアジア平和国民基金」について台湾政府は、「国家責任を回避している民間基金方式には反対する」との見解を出した（注51）。少し前には、国連人権委員会の特別報告官の報告書が提出され、そのなかで国家の責任を認め、被害者に対して謝罪と補償を行うよう勧告が出されている。これに対し日本政府は、直ちに反論を開始した。この「基金」については、構想の時点から、国家責任が明確でないとして被害者たちから反対・拒否という意見が出されていた。にもかかわらず、被害者本人が拒否するものを支給して、一体日本政府はどうしようというのであろうか。そこに本当の誠意はあるのだろうか。被害者の言いなりになるということではなく、せめて傷つけられた被害者が納得の行くものにすべきではないだろうか。

### 3. これからの日台関係に望むもの

これまで、日本統治下における植民地教育および皇民化政策とその影響、台湾人の抵抗、戦後の日台関係について見てきたわけだが、それらをふまえたうえで、今後の日台関係について簡単にではあるが、意見を述べようと思う。

日本と台湾の間には国交がなく、大使館もなければ、特派員もいないので仕方がないとはいえ、日本では台湾の情報はあまりにも少なかったと言える。台湾と国交がないことを知らず、台湾は中国の一部、あるいは台湾という国であると思っている日本の若者は多い。経済関連のものを除いて、台湾研究に関する文献はあまり多くない。また、かつての日本による中国侵略や朝鮮の植民地支配はよく問題にされるが、台湾の植民地支配についてあまり耳にしないのではないだろうか。その証

拠に、日本政府は、中国への侵略・朝鮮への植民地支配については、いずれも公式に謝意を表明しているが、台湾の植民地支配については、これまで一言も発言してこなかったのである（注52）。台湾は、数十年来一貫して日本から軽視され、無視されてきたのである。私たち日本人は、台湾を理解しようとはしてこなかった。いわば台湾は、地理的に日本の隣にあり、歴史的・経済的にも深いつながりを持っているにもかかわらず、遙かに遠い国なのである（台湾を国とっていいのならば）。

しかし、最近になってようやく日本も台湾の存在を意識しはじめ、台湾に関する報道がマスコミに表れるようになってきた。最近では、今年の3月23日に行われる初の直接総統選挙についての報道がよく見られる。こうした変化の背景には、1987年の戒厳令の解除に伴う台湾の民主化もさることながら、開放路線への転換に伴う中国の対台湾政策が、それまでの武力解放路線から和平統一攻勢へと転換されたことがあると思われる。台湾を考える際のこうした日本の姿勢には、「多かれ少なかれ、『中国』にとらわれたところがある」（注53）と言える。

現在でも台湾に行くと、年配の方から日本語で話しかけられることがよくある。彼らは、日本の植民地時代の学校のことなどを、なつかしい思い出とでもいうように私たちに語ってくれる。また、本省人の人からは「日本の統治時代のほうが良かった」という話を耳にすることもある。こうしたことを、私たちは、素直に喜んでいいのだろうか。「台湾は親日的である」と簡単に片付けてしまってよいのだろうか。

日本は台湾を支配した50年間、植民地教育や皇民化政策によってたくさんの「日本人」を作ってきた。そして、その「日本人」を都合のいいように利用し、棄てた。それが、日本による植民地統治そのものであった。こう

した自分勝手な日本の行いは、精算されるどころか、それに対して謝罪すら行われていないのである。台湾の人々が、このような日本に親しみを持っているとは考えられない。

「日本の統治時代のほうが良かった」という言葉は、戦後の新しい統治者である国民政府の本省人に対する圧政のなかから出てきたものであり、日本語を使うということは、国民政府に対する無言の抵抗なのである。つまり、ここには、「台湾に遺棄された『日本人』」の日本に対する「怨み」がひそんでいるのではないだろうか、そう考えることができる。

ちょうど戦後50年を迎えた去年、それは日本にとって、過去の歴史を精算するいい機会であった。しかし、日本政府はご存じの通り、あの「不戦決議」によって、このまたとない機会を逃してしまった。だが、民衆の間で戦後責任・戦後補償に対する関心が高まり、議論が盛り上がったことも事実である。1975年に結成された「台湾人元日本兵の補償問題を考える会」の発表した声明文の見出しは、「問われている日本人の信義と戦争責任」である（注54）。ここにあるように、日本国の信義と同時に、私たちの信義もまた問われているのである。これからの日台関係に必要なものは、「国家」や体制、形式といった枠組みにとらわれることなく、より基本的な「人間」という立場から日本と台湾について考えてゆくことであると思う。

## あとがき

私が台湾に初めて旅行したとき、台湾の人々の日本語とその好意的な態度に大変驚き、それにどう対応したらいいのか分からなかった。本省人の口から「日本時代のほうが良かった」という言葉を聞いたとき、驚いたと同時に悪い気はしなかった。もちろん、心から日本に好意をもっている台湾人もいる。しかし、日本による植民地支配という事実は消えないも

のであり、「台中の分断には、日本にも責任がある」と聞いたとき、やはり本音を聞いたと思った。

最近では、台湾の総統選挙のニュースがマスコミに取り上げられ、海外旅行でも台湾キャンペーンなどが行われ、日本人の台湾に対する関心が高まってきているように思う。こういう時期に、台湾と日本を扱った論文を書くことができたのは我ながら良かったと思っている。この論文が台湾と日本の過去・現在・未来を考えるうえで、またこれからのアジアと日本の関係を考えるうえでも、ひとつの参考になれば幸いである。しかし、なにぶん時間がなく、台湾の人々の側に立った考察が少なく、日本における台湾研究の不足については指摘するにとどまり、その理由については述べることができなかつた。また、戦後補償についてもおおまかな内容になってしまったなど、反省すべき点は多い。これらの問題については、後輩諸氏の研究に期待したい。

ここまで読んで下さった方々、台湾に対する理解を深めさせてくれた友人、2年間共にすごしたゼミの仲間、そしてご指導して下さった山口博一先生に深く感謝します。(1996年2月29日)

#### 注

- (1) 黄昭堂『台湾総督府』教育社、1981年、195ページ
- (2) 同上 195ページ
- (3) 磯田一雄「台湾の皇民化教育の事跡をたずねて」、『アジア文化』第17号、1992年、63ページ
- (4) 陳文媛「道德教育の再検討」、『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』第30号、1969年、90ページ
- (5) 同上 91ページ
- (6) 同上 95ページ
- (7) 同上 94ページ
- (8) 同上 94ページ
- (9) 莊嘉農『憤怒的台湾』智源書局、1949年、63ページ
- (10) 浅田喬二『日本植民地研究史論』未来社、1990年、310ページ
- (11) 黄、前掲書 255ページ
- (12) 黄、前掲書 256ページ
- (13) 浅田、前掲書 407ページ
- (14) 黄、前掲書 254ページ
- (15) 黄、前掲書 257ページ
- (16) 黄、前掲書 37ページ
- (17) 黄、前掲書 43ページ
- (18) 許世楷『日本統治下の台湾』東京大学出版会、1972年、155ページ
- (19) 弘谷多喜夫「日本統治下台湾の民族運動と民族主義教育要求の展開」、『国立教育研究所紀要』第121号、1992年3月、94ページ
- (20) 黄、前掲書 136ページ
- (21) 加藤邦彦『一視同仁の果て—台湾人元軍属の境遇』頤草書房、1979年、95ページ
- (22) 同上 98ページ
- (23) 黄、前掲書 96ページ
- (24) 黄、前掲書 129ページ
- (25) 近藤正己「台湾総督府の『理蕃』体制と霧社事件」、岩波講座『近代日本と植民地 2』1992年、38ページ
- (26) 同上 40ページ
- (27) 黄、前掲書 169ページ
- (28) 加藤、前掲書 23ページ
- (29) 上杉允彦「台湾における皇民化政策の展開」、『高千穂論叢』第62(2)号、1987年、114ページ
- (30) 同上 127ページ
- (31) 同上 166ページ
- (32) 加藤、前掲書 30ページ
- (33) 黄、前掲書 185ページ
- (34) 黄、前掲書 179ページ
- (35) 加藤、前掲書 100ページ

- (36) 黄、前掲書 168ページ
- (37) 黄、前掲書 265ページ
- (38) 呉密察「日本は『体制主義』をこえられるか」、『世界』1991年4月、116ページ
- (39) 同上 116ページ
- (40) 鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表(1)』原書房、1983年、56ページ
- (41) 黄、前掲書 195ページ
- (42) 黄、前掲書 271ページ
- (43) 呉、前掲書 116ページ
- (44) 鹿島平和研究所、前掲書 513ページ
- (45) 中村ふじゑ「台湾」、内海愛子・田辺寿夫編著『語られなかったアジアの戦後』梨の木社、1991年、55ページ
- (46) 通商産業省編『通商白書(各論)平成7年度版』大蔵省印刷局、1995年、291～294ページ
- (47) 鹿島平和研究所編、『日本外交主要文書・年表(3)』原書房、1985年、593ページ
- (48) 阿部浩己「台湾人元日本兵らの戦死傷と国家補償」、『ジュリスト』第1040号、1994年3月、139ページ
- (49) 加藤、前掲書 62ページ
- (50) 阿部、前掲書 141ページ
- (51) 『朝日新聞』1996年2月17日夕刊
- (52) 呉、前掲書 117ページ
- (53) 呉、前掲書 114ページ
- (54) 加藤、前掲書 71ページ

(国際学部 山口博一ゼミ・1996年3月卒業生。現在イースタン・カーライナー株式会社勤務)

## 〈付記〉

巻頭に記したように、ひとつの試みとして学生の卒業論文を収録してみた。本篇は公募作品を選考したものでもなく、ゼミ担当教員から広く推薦を求めた結果でもない。国際学部で地域研究などを専攻しておられる山口博一教授に個人的にお願いして、昨年度のゼミナール卒業論文から、一篇を頂いたものである。読んで頂けばお分かりのように、その主題のたてかた、資料の収集、論証のしかた、全体の構成など、少なくとも水準をぬく作品と考へ、掲載にふみきった。むろん学内には、これに優るとも劣らぬ卒業論文があるにちがいない。今回をひとつのキッカケとして、いっそう卒論の水準があがり、次号では諸先生からの推薦が次々と寄せられることを心から望んでいる。無理なお願いを快諾して下さった山口先生に、あらためてお礼を申しあげたい。(湘南総合研究所・紀要編集者)